

## 「むつ市議会基本条例（案）」に対するパブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間  
平成25年3月27日（水）から4月26日（金）まで

- 2 意見提出者数及び意見件数  
2人の方から32件の意見の提出がありました。

提出方法	人数
直接提出	
郵送	1人
ファックス	1人
E-mail	
合計	2人

### ■提出状況

### ■章別の件数

項目別	件数
前文	2件
第1章 第1条 目的	1件
第2章 第2条 議員の活動原則	1件
第3条 会派	1件
第3章 第4条 議会運営等の原則	1件
第5条 議長及び副議長の選出	2件
第4章 第6条 委員会の活動原則	2件
第5章 第7条 市長等との関係	2件
第6章 第8条 議会の機能強化	1件
第9条 議決事項の拡大	1件
第7章 第10条 市民と議会の関係	1件
第11条 広報広聴委員会	2件
第12条 議案に対する賛否の公表	1件
第8章 第13条 議会改革の推進	1件
第9章 第14条 議員の政治倫理	1件
第10章 第15条 議会事務局の体制整備	1件
第16条 議会図書室	1件
第11章 第17条 最高規範性	1件
第18条 見直し手続	2件
その他意見	7件
	32件

- 3 提出された意見の概要及び意見に対する考え方

前文

No.	意見の概要	考え方
1	<p>※前文 ○意見 ①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いかし→漢字表記にできないか、</li> <li>・的確に反映→的確にという表現は必要か、</li> <li>・市民の意思や市民の意向→「助詞:の」は必要か、手を上げてくれる市民と上げてくれない市民の思惑まで把握できるのか疑問が湧く。</li> <li>・資質の向上、地域の課題、市政の課題、福祉の向上→「助詞:の」は必要か、</li> </ul>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令用語上の表記と照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。（以下、同様の御意見のありました条項についても同様です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いかし→漢字表記にできないかについて用字用語例集の「特性をいかす」を参考としましたが、校正作業の際には、法令等の用字も確認したいと思います。</li> <li>○「主語」の後の「読点:、」について句読点につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</li> </ul>

No.	意見の概要	考え方
1	<p>・議会は、→条例の原文は全般的に定型化した「主語」の後に必ず「読点:、」を打っているが<b>必要なのか疑問が湧く、基本的には一息つきたいところにテンを打った方がよいのではないか、</b></p> <p>・情報の発信と公開→「情報発信と情報公開」か「情報の発信・公開」といった表記はどうか、</p> <p>・信頼され→能動的または受動的か、“信頼される”ではダメなのか、</p> <p>・活動力と創造力のある議会→“ある”とはどんな意味なのか、無い場合もあるのか、返って持ち続ける意思の継続が大切ではないか、この基本条例は新しく制定するものだから「<b>新たな議会を築く</b>」でどうか、「<b>創業の精神</b>」を盛り込んだ表現に変えたらどうか、</p> <p>○修正案</p> <p>*6行目～10行目、  <u>それぞれの異なる特性を生かし、市民意思を市政に反映させるため議論し、協力しながらその使命を果たす責務を負っている。</u></p> <p>議員は自己研鑽と<b>資質向上</b>に努め、<b>地域課題のみならず様々な市政課題と市民意識</b>を的確に把握し、市民全体の<b>福祉向上</b>と市政発展のため活動しなければならない。</p> <p>○修正案</p> <p>*11行目～16行目、  <b>議会はその持てる機能を駆使して、積極的な情報発信と情報公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間及び執行機関との自由闊達な討議を展開して、公正性・倫理性・透明性の確保等に繋げる独自の議会運営ルールを定め、遵守し、実践することにより市民の負託に全力で応えなければならない。</b></p> <p><b>市民に信頼される活動力と創造力を発揮して新たな議会を築くことを目指して、ここにこの条例を制定する。</b></p>	<p>(例えば、主語の後には必ず読点を付けることになっています。)</p> <p>(以下、同様の御意見のありました条項についても同様です。)</p>

前文

No.	意見の概要	考え方
2	<p>※前文 ○（意見） ・ 条例案前文の8行目中「自己研鑽と資質向上・・・」とありますが、「議員倫理」に関しての直接の記述はない。 二元制とは言うものの、市長との関係で、法人、団体等としての代表者の地位で補助金を受け、または指定を受けることは、議会機能を透明化、充実、強化させるためにはさけることが求められていると思う。 別に条例をつくる検討でもされているのか、はっきりしませんが第9章規定上の関連でも追加を検討するなどの取り組みをしていくべきだ。（特に指定管理者制度との関係）</p>	<p>○議員倫理について 検討委員会の議論の経過の中でも議員の倫理要綱も作るべきではないかというような意見もありましたが、現状では条例案の形とし、将来的に必要であれば議論していく課題であると捉えています。 また、指定管理者制度の部分については、市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、規則等の規定に沿って行われているものと考えています。</p>

第1条 目的

No.	意見の概要	考え方
3	<p>※（目的）第1条 ○意見 ①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。 ○修正案 （目的） 第1条 この条例は二元代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員活動の原則等の基本的事項を定め、<u>自律的・主体的な議会活動を行うことにより市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第2条 議員の活動原則

No.	意見の概要	考え方
4	<p>※（議員の活動原則） 第2条 ○意見 ①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。 ・ 議員の活動→議員活動という単語表記でトーンを揃えられないか。 ・ 自由な討議→絶対的な自由はないが前文では「自由闊達な討議」と位置付けている、議員は支持母体を有しているから主義主張があっても当然だが意見交換はするけれど交流に発展するのかが疑問が湧く（個性という色合いが違って当然と考えている）、</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	考え方
4	<p>・市民の意見把握と市政反映→心構えとしての表現が適切か、問題意識が湧く、別な言い回しはないか、</p> <p>・公正性、透明性、信頼性→3点セットを接続する表記はよいか、</p> <p>○修正案 (議員活動の原則)</p> <p>第2条 議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議員間の自由闊達な討議により合意形成を図り、<u>政策立案・政策提言等を積極的に行うこと。</u></p> <p>(2) 一部の団体や<u>地域課題にとどまらず市民福祉全体の向上を目指して活動すること。</u></p> <p>(3) <u>調査研究や自己研鑽による活動を通じて、議員としての資質向上に努めること。</u></p> <p>(4) <u>市民意見を把握することで市政への反映に努めること。</u></p> <p>(5) <u>議会活動については市民に説明責任を果たすこと。</u></p> <p>(6) <u>公正性・透明性・信頼性の確保に努めること。</u></p> <p>(7) 会議の招集があるときは他の用務等に優先させて出席すること。</p>	

### 第3条 会派

No.	意見の概要	考え方
5	<p>※(会派) 第3条</p> <p>○(意見)</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>・政策提言、政策立案→前半と後半の条例文章にでてくる、並べ方の順序が一定していないがトーンを揃えた表現にできないか、</p> <p>○修正案 (会派)</p> <p>第3条 議会の会派は<u>政策立案・政策提言等の政策を中心に据え、同一の理念を共有する議員で構成する。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p> <p>○「政策提言、政策立案」の並べ方の順序について 校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第4条 議会運営等の原則

No.	意見の概要	考え方
6	<p>※（議会運営等の原則） 第4条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>・タイトル項目（議会運営の原則）→前文では「独自の議会運営ルールを定め」と言っている、”議会運営ルールの原則”という言い回しではダメなのか、</p> <p>・市民本位の立場→現況の市民意識は議会から見ると希薄だと思っていないか、よほど市民意識の高揚に関する施策実施を検討して行かないといった気持ちになる、</p> <p>○修正案 （議会運営ルールの原則）</p> <p>第4条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めること。</p> <p>(2) 議会本来の機能が発揮できるよう円滑かつ効率的な議会運営を図ること。</p> <p>(3) 公正性・透明性・信頼性を確保し市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(4) 市民視点の立場から市長等の市政運営を監視し評価・検証すること。</p> <p>(5) 市民を代表する議決機関であることを自覚すること。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第5条 議長及び副議長の選出

No.	意見の概要	考え方
7	<p>※（議長及び副議長の選出） 第5条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （議会運営等の原則）</p> <p>第5条 議会は議長及び副議長の選出方法の透明化を図るため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第5条 議長及び副議長の選出

No.	意見の概要	考え方
8	<p>※（議長及び副議長の選出） 第5条</p> <p>○（意見）</p> <p>・第5条の選出方法の「透明化を図る」とあるが、一番大事なことは、どの議員が誰を選んだかということで、国会では記名投票（投票者の氏名も記載する）で行っていることから、無記名投票ではなく基本条例に記名投票と明記すべきである。</p>	<p>○正副議長選挙の記名投票について 地方自治法第118条では、「法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議が</p>

No.	意見の概要	考え方
8		あるときは、議会がこれを決定する。」と規定しています。 そして、公職選挙法第46条第4項では、「投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。」と規定しています。

第6条 委員会の活動原則

No.	意見の概要	考え方
9	※（委員会の活動原則） 第6条 ○（意見） ①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。 ○修正案 <u>（委員会活動の原則）</u> 第6条 <u>委員会は専門性とその特性を發揮するとともに、～。</u> 2 <u>委員会は付託された議案などの審査に当たり、～、市民の専門的かつ政策的識権等をその討議に～。</u> 3 <u>委員会は閉会中においても所管事務調査を実施し、～。</u>	御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。

第6条 委員会の活動原則

No.	意見の概要	考え方
10	※（委員会の活動原則） 第6条 ○（意見） 第4章、第6条の重要性から、常任委員に所属することは、1つに限らない。 より市民に開かれたものとするため、予算、決算、広報広聴の委員会を設けよ。	○委員会の設置等について この条例案とは直接関連しませんので、ご意見として承ります。

第7条 市長等との関係

No.	意見の概要	考え方
11	※（市長等との関係） 第7条 ○（意見） ①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。 ・論点及び争点→“及び”という接続詞が多い、論点や争点といった言い回しにできないか、 ・一問一答方式で行うことができる→いろいろな手法の中から取り入れたわけだから新たに採用するという表現ではダメか、 ・会議体を並べた表現→“並びに～及び”までの接続はよいか、 ○修正案 <u>（市長等との関係）</u> 第7条 <u>本会議における一般質問について、議員と市長との質問及び答弁は、論点や争点を明確にするため一問一答方式を採用するものとする。</u>	御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。  ○「及び」、「並びに～及び」までの接続について 法令上の慣用的な表記では、並列する語句に意味上の区別を設ける必要がない場合には「及び」を用いることになっています。 並列する語句に意味上の区別がある場合には、小さな意味の接続に「及び」を用い、大きな意味の接続に「並びに」を用いることになっています。  ○一問一答式について 現在でも、一括質問一括答弁方式か一問一答方式のどちらかを選択できるようになっており、条例制定後も同様とするためこのような表現にしています。

No.	意見の概要	考え方
11	<p>2 市長等は議長の許可を得て議員の質問に対しては、質問の趣旨、内容及び背景、さらに根拠を確認するための反問をすることができるものとする。</p> <p>3 <u>本会議・常任委員会・議会運営委員会及び特別委員会</u>における議員と市長との質疑応答は、<u>論点や争点</u>を明確にして行うものとする。</p>	

#### 第7条 市長等との関係

No.	意見の概要	考え方
12	<p>※（市長等との関係） 第7条</p> <p>○（意見）</p> <p>・第5章第7条関係、一般質問の一問一答の内容をより充実するために、最初から一問一答にするべきである。時間や質問内容の充実につながる。また、現行制度のままなら市長からの1回目の答弁書の要旨を質問議員に開示すべきである。</p> <p>議員と市長のスタッフの差を考慮しても対等にならないからだ。</p> <p>同条2項中の「反問」とは、言葉がきつい「討論権」としてはどうか。</p> <p>理由は、前記のようにスタッフの違いを考慮してのものである。</p>	<p>○最初から一問一答にするべきであるについて</p> <p>時間の関係あるいは答え方の関係で通告してあることを全部質問できなくなることもあるということで、最初は一括質問、一括答弁としています。</p> <p>○市長からの1回目の答弁書の要旨を質問議員に開示すべきであるについて</p> <p>ご意見として承ります。</p> <p>○「反問」について</p> <p>議員の質問と区別するためにも「反問」としたいと思います。</p>

#### 第8条 議会の機能強化

No.	意見の概要	考え方
13	<p>※（議会の機能強化） 第8条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案</p> <p><u>第6章 議会機能の強化</u> <u>（議会機能の強化）</u></p> <p><u>第8条 議会は議員間における自由闊達な討議を通じて合意形成を図り、政策立案・政策提言等を積極的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は市長等の事務執行の監視、評価及び予算審議、政策立案・政策提言に関する議会機能を強化するものとする。</u></p> <p>3 議会は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者を有する者等による専門的事項に係わる調査報告書を積極的に活用するものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第9条 議決事項の拡大

No.	意見の概要	考え方
14	<p>※（議決事項の拡大） 第9条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （議決事項の拡大） 第9条 法第96条第2項の議会の議決事項に関する拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上との必要性を鑑み比較衡量の上、別に定めるものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第10条 市民と議会の関係

No.	意見の概要	考え方
15	<p>※（市民と議会の関係） 第10条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （市民と議会との関係） 第10条 議会は議会活動に関する情報公開を徹底して、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則として公開とする。 3 議会は議会活動を広く周知するためFM放送、議会ホームページ等、様々な情報媒体を利用して議会広報の充実に努めるものとする。 4 議会は請願及び陳情を市民からの政策提案として位置付けるとともに、その審議におけるこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。 5 議会は市民意見を議員活動に反映できるよう、年1回以上の議会報告会と意見交換会を開催するものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第11条 広報広聴委員会

No.	意見の概要	考え方
16	<p>※（広報広聴委員会） 第11条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （広報広聴委員会） 第11条 議会は広報広聴機能の充実にため、～。 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は別に定める。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第11条 広報広聴委員会



No.	意見の概要	考え方
17	<p>※（広報広聴委員会） 第11条</p> <p>○（意見）</p> <p>・第11条関係広報・広聴委員会は、議会と市民をより近づけたものとするため常任委員会として設置し、踏み込んだ活動を展開すべきである。</p> <p>別に定めるでは内向きの規定となる。</p> <p>せっかく基本条例を設けるのだから説明事項位でなく、基本的方向を条例で示すべきである。市政だよりのみ広報ではなく独自に発行する。</p> <p>傍聴規則の緩和、高齢難聴対策として、画像イヤホン設置などを示すべきである。</p>	<p>○広報広聴委員会を常任委員会として設置することについて</p> <p>この広報広聴委員会については、議会内部のことを協議するものであり、市政全般を対象とするものではないので、任意の委員会としています。</p> <p>ただし、将来的には議会広報の発行も含め、必要であれば常任委員会とすることも検討していきたいと思います。</p> <p>○傍聴規則の緩和等について</p> <p>条例の中で傍聴意欲を高めるということも規定していますので、条例制定後にこれらも含め検討していくことになるものと考えています。</p>

#### 第12条 議案に対する賛否の公表

No.	意見の概要	考え方
18	<p>※（議案に対する賛否の公表） 第12条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 (議案に対する賛否の公表)</p> <p>第12条 議会は議案に対する議員の賛否結果を市民に公表するものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

#### 第13条 議会改革の推進

No.	意見の概要	考え方
19	<p>※（議会改革の推進） 第13条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 (議会改革の推進)</p> <p>第13条 議会は信頼性を高めるために不断の改革に努めるものとする。</p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第14条 議員の政治倫理

No.	意見の概要	考え方
20	<p>※（議員の政治倫理） 第14条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （議員の政治倫理）</p> <p>第14条 <u>議員は市民の代表者としてその倫理性を自覚し、兼業禁止など自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、かつ市民の疑惑を招くことがないように行動しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議員は法令や条例及び会議規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げるような行動を起こしてはならない。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第15条 議会事務局の体制整備

No.	意見の概要	考え方
21	<p>※（議会事務局の体制整備） 第15条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 第10章 <u>議会事務局等の整備</u> （議会事務局の体制整備）</p> <p>第15条 <u>議会は議員の政策形成に関する立案能力の向上を図るため、議会事務局としての調査や法務機能の体制整備に努めるものとする。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第16条 議会図書室

No.	意見の概要	考え方
22	<p>※（議会図書室） 第16条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （議会図書室の整備）</p> <p>第16条 <u>議会は議員の調査研究に資するため議会図書室の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第17条 最高規範性

No.	意見の概要	考え方
23	<p>※（最高規範性） 第17条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （最高規範性） 第17条 <u>議会基本条例は議会における最高規範とする。</u> <u>議会はこの条例の趣旨に反する議会条例、関係する規則等を制定することができないものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は議員に対してこの条例に関する理解を深めさせるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第18条 見直し手続

No.	意見の概要	考え方
24	<p>※（見直し手続） 第18条</p> <p>○（意見）</p> <p>①、文章化作業のなかで作られた文言表記、条文表現、単語との接続、句読点の振り直しなどについて校正作業の中で検討してほしい。</p> <p>○修正案 （見直し作業） 第18条 <u>議会に必要な都度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は前項の検証結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は適切な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>御意見のありました修正案につきましては、法令上の慣用的な表記がありますので、それと照らし合わせて校正作業の際に参考とさせていただきます。</p>

第18条 見直し手続

No.	意見の概要	考え方
25	<p>※（見直し手続） 第18条</p> <p>○（意見）</p> <p>・第18条の見直し手続きには一般市民の声を反映させることを明示すべきである。と かく議員だけでは内向の評価になりやすい。第三者委員を活用することは一つの方法で、基本条例で示すべきと思う。</p>	<p>○見直し手続きに一般市民の声を反映させることを明示することについて 条例に明示はしていませんが、議会報告会及び意見交換会を年1回以上開催すると規定していますので、検証にはその場での意見等を反映させていきたいと考えています。</p>

その他の意見

No.	意見の概要	考え方
1	<p>○意見            (a)、議会基本条例の制定に関する動きについては新聞で報道されている。            むつ市議会も「議会改革検討委員会」に議会基本条例等作業部会を設けて議論してきたと考えています。議会基本条例制定のメインは①条例制定により開かれた議会を目指す、②理念的ではなく実効性のある議会運営、③新たな議会改革の推進を柱に据えているはず。            ※一問一答方式導入や理事者の反問権について、            議会改革の一環として、新たな方式として導入している県内市議会が出てきています。市側がまとめて答える従来の一括方式と違い、一問一答方式では一つ一つの質問に市側が答えるのが特徴、特定のテーマについては掘り下げた質問もできるようだ。  <u>現行、質問事項は事前通告制にしていると思うが、質問議員の持ち時間内の質問回数に制限を設けるのか、議会事務局の考えを伺いたい。</u>  <u>また、市側で答えたくない場面として拒否権があるのか、議員側に対して使われる反問権に関して拒否する行為は可能か、確認したい。</u></p>	<p>○質問議員の持ち時間内の質問回数に制限を設けるのかについて            現在、持ち時間内の質問回数の制限は設けておりません。</p> <p>○市側で答えたくない場面として拒否権があるのかについて            地方自治法第121条第1項で、市長などの執行機関は、「議会の審議に必要な説明のために議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定しています。            この「説明」を文字の上から単に議案の提案理由の説明、行政報告の説明などに限定しますと議案に対する質疑や質問に対する答弁を行うことができなくなりますが、提出議案等の説明だけでなく、質問、質疑に対する答弁も含むものと解されますので、答弁の義務があるものと考えます。ただし、法令に基づき守秘義務のある事項については、答弁の義務は解除されます。</p> <p>○議員側に対して使われる反問権に関して拒否する行為は可能かについて            条例で規定しますので、反問に対して議員が答えないというようなことは想定しておりません。</p>
2	<p>※ 一般傍聴者へのアンケート実施について、  <u>本会議では一般質問や総括質疑・採決が行われる、傍聴者には発言権がないので議会活動の一環としてアンケート手法を取り入れたらどうか、議会事務局の考えを伺いたい。</u></p>	<p>○アンケートについて            議案に対する賛否については、議員が個々の責任において行わなければならないものであり、傍聴者の意見を聴いてから判断するということとはできないものと考えます。            なお、市民の方が意見を述べる方法としては、現在、ホームページからご意見を提出するというようなことはできますが、今後も様々な手法について検討していきたいと考えています。</p>
3	<p>※ 市議会本会議のネット中継の実施について、  <u>最近の議会で開始されているインターネット中継が、話題として新聞などで情報提供されている。整備費は条例で支給を停止した市議の政務調査費が当てられているようだ。議会は市側に議場整備のため予算請求をする考えはあるか、確認したい。導入されると議員も行政もこれまで以上に、緊張感をもって臨むことになると考えています。</u></p>	<p>○本会議のインターネット中継について            この条例が制定されますと、広報広聴委員会が設置されます。今後、この委員会で検討する課題の一つになるものと考えています。</p>

その他の意見

No.	意見の概要	考え方
4	<p>○意見 (b)、議員の政治倫理について、 ※ 議会基本条例の解説では、議員には高い倫理義務が課せられていると言っている、<u>根本的な話だが「人の世は契約の世界」というフレーズがある。</u> 議員は公約を掲げ、選挙戦を戦って選ばれた人となり、高い所に立つ権利を獲得したことになるはず。<u>市長が議会を招集し、議会運営は議長が統括するわけだが、議員は議会議長に対して「議員行動に関する誓約書」を提出するルールを制度化できないか検討してほしい。</u></p>	<p>○議長に対する「議員行動に関する誓約書」の提出について 「議員行動に関する誓約書」がどのようなものかわかりませんが、選挙で選ばれる議員は、個々の責任において活動すべきものであり、何らかの誓約書を提出するということはなじまないものと考えます。</p>
5	<p>○意見 (c)、議員の調査研究に資するための必要な経費について、 ※ 議員が調査研究や研修のスケジュールを明らかにするため、日程表が提出されると思うが、<u>情報公開を進める上で交付額の公表は必要ないか、議会事務局の考えを伺いたい。</u> <u>また、主要な議員の政務活動のほか「その他の活動」の枠を追加していくべきと意見してみたい。</u></p>	<p>○議員の調査研究に資するための必要な経費について 現在、むつ市議会では政務調査費（政務活動費）は交付されておりませんので、ご意見として承ります。 なお、常任委員会の研修等については、条例に基づき旅費のほか費用弁償が支給されています。</p>
6	<p>○意見 (d)、評価と検証のタイミングについて、 ※ 議会基本条例(案)の中に「評価」という文言がでてくる、議員がどういった評価判断をするのかは分らない、<u>評価判断をする際の基準には絶対性はないと考えている。</u>その後の「検証作業」を取り込みながら修正を施す必要があるが、<u>議会側に代案は出せるのかと疑問が湧く。</u> <u>様式として「評価フォーマット」の作成も可能だが、議員共通の確認作業に使うことに役立つけれど、限られた日程の中で審議が進行していく。一定の「観察期間の設定要求」をすることも一つの手法ではないか、議会事務局の考えを伺いたい。</u></p>	<p>○評価と検証のタイミングについて この条例案とは別な部分でのご意見だと思いますが、議案関係については、議案審議、委員会審査、特別委員会及び一般質問等できちんと対応していきたいと考えています。</p>

その他の意見

7	<p>○意見 ・情報の徹底的な公開による透明性の確保及び市とともに歩む住民参加（画）型議会を基本とされたい。 全体的に条文がかたい。もっとやわらかな表現を工夫されたい。 そのためにも、事務局マンパワーの確保が必要かつ、第一に充足すべきものと考えたい。期待したい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 また、条例というものの性質上、ある一定の形というものがあります。その部分をカバーするため、解説付きのものも示してありますのでご理解願いたいと思います。</p>
---	---	---